

平成21年度第2回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

- (日時) 平成22年2月5日(金) 14:00～
- (場所) 滋賀県教育会館中会議室
- (出席者) 井狩委員、伊部委員、海老澤委員、岸辺委員、久保委員、中川委員、
中村委員、成田委員、橋本委員、増田委員、安田委員、横関委員(計12名)
- (議事) (1) 環境こだわり農業の制度概要と取組状況について
(2) 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画の改定について

委員交代 開会に先立ち、委員の改選を報告

会長選定 委員の互選により、増田委員が会長に就任

議 事

【増田会長】 ご指名をいただきまして、今期、また会長をさせていただきます増田でございます。

制度発足10年ということでご紹介がありましたけれども、環境こだわり農産物の認証制度が始まったころに立ち上げの委員会でもいろいろ議論をさせていただいたことを思い出しまして大変感慨深いものがございます。また、制度もその後、全国に先駆けての環境にかかわる、環境という概念を入れ込んだ認証制度として発足しまして、全国的にも大変注目されるような成果を上げてきたわけでございます。

しかしながら、現在、さまざまな問題も抱えておることも事実でありまして、皆さん方のご意見を十分ちょうだいしながら、制度がよりよい方向に進んでいくように、また、滋賀県の環境こだわり農業がますます発展するような方向でご議論、ご審議をいただきたいと思っております。ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

議事(1) 環境こだわり農業の制度概要と取組状況について

それでは早速ですが、議事が2点用意されておりますので、1番目の環境こだわり農業の制度概要と取り組み状況についてということでご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【事務局】 資料に基づき説明

【増田会長】 一通り、環境こだわり農業の制度の概要と取り組み状況について、資料

を見ていただきましたけれども、この件につきまして、ご質問等がございますでしょうか。
どなたからでも結構ですので、自由にお出してください。

【岸辺委員】 e a t ・ e c o の推進もこの会で推進されるんですかね。

【増田会長】 この点について、いかがでしょうか、事務局。

【事務局】 環境こだわり農業の推進という形でこのポスターをつくらせていただきましたので、環境こだわり農業の事業そのもので取り組んでいくということとなります。

【増田会長】 何か具体的にご提案があればお受けしますけど、いかがですか。

【岸辺委員】 マークとロゴが2つになりますね。

【事務局】 e a t ・ e c o というのは、実は、ポスターを見ていただいた消費者の方が、「何があるのだろう」、「何が書いてあるのだろう」ということを、まず目を引くためにオレンジの色と、それと、この e a t ・ e c o というところに目をやっていただいて、その後、環境こだわり農業の意義であるとか生産者の気持ちを酌んでいただいて消費行動につなげたいという思いがございましたので、こういう形でつくらせていただきました。

【増田会長】 ありがとうございます。

ご意見があれば、この場を出していただければ、ご意見を反映することができるということだろうと思います。

そのほか、いかがですか。井狩委員、お願いします。

【井狩委員】 僕は農業法人を立ち上げて1年ちょっとになるんですけども、ずっと前から環境保全には取り組んでまいりまして、現場から見たところ、環境こだわりで、もうちょっと足していただきたいなと思う部分があります。稲作とか麦をやられた後に野焼き、よく田んぼから煙が上がっているのをご存じの方はたくさんおられると思うんですけども、あれもかなりの環境負荷がかかっておるのではないかなというのが個人的な意見でして、あと、結構危ないんですね。あれでやけどをされて亡くなられたり大やけどを負われている方を何人か見えていますので、こういったことも環境こだわりの中に盛り込んでいただければと思います。

あと、技術的なことになるんですけども、濁水の農業排水の対策なんですけども、ちょっと地域性はあると思うんですけども、うちのやり方に関しましては、通常、田植えをしまして、一般的な管理でいうと、水を切らさないというやり方が一般的かなと思うんですけども、通常、田植えをされてからずっと土が見えた状態がしばらく続かない状態で、雨がたくさん降ったりすると濁水がどうしても出ちゃうという状態がうちの圃場でも多々

ありましたので、そこに関しては、田植えをしてすぐに、排水はしないんですけども、水を一切入れない。圃場にバルブとかU字溝から水を、本来だったらちょっとずつでも供給するんですけども、うちの場合はそれを一切入れないようにしてしまっていて、1週間ほど完全に水を入れなければ、よく乾くところだったらぱりぱりに乾いてしまって、別にこの辺の靴で中を歩けるくらい乾く状態をつくるのが可能でして、それを一遍やってから次に水を張ると、濁水に関してはかなり抑えられるというのがうちのやり方となっています。窒素などは本来透明な状態なので、目で見て確認できませんし、果たしてどのくらい軽減できるかはちょっとわからないんですけども、こういう技術的なものもあるのかなと思いました。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

どうでしょう。今、2点ほど、野焼きといいますか、わらを焼くということですね。

【井狩委員】 ええ、そうです。

【増田会長】 収穫後にわらを焼くというのがいまだにあるが、これについてはこだわりの基準として設定することは考えられないのかというご質問なりご提案ですね。

それから、濁水の対策としていろんな技術が考えられるけれども、これが基準としてどうかということよりも1つのご意見として出していただいたと思うんですけども、いろんな技術があるだろうということだと思います。

いかがでしょうかね、これについては。

【事務局】 野焼き等の対応につきましては、またそれぞれの市町によっても違うところがあるのかなと思いますし、また環境こだわり農業の技術としましても検討はさせていただこうかなと思います。

それから、農業排水対策のことで技術的なお話があったと思いますけれども、地域の土壌のタイプですとか、水がどれくらい潤沢にあるかによって水の管理の仕方が変わってくるかなと思いますけれども、現場の状況に応じた方法で取り組んでいただきたいと思いますし、今出していただいたご意見がそれぞれその地域で適用できるのかどうかも踏まえまして、県も一緒になって取り組んでいきたいと思っています。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。新任の委員さんもいらっしゃいますけれども、何かご質問はございませんか。

もしありましたら、また次の項目でお出しいただいても結構ですので、先に進めさせて

いただきたいと思います。

議事（２）滋賀県環境こだわり農業推進基本計画の改定について

２番目の議事ですが、滋賀県環境こだわり農業推進基本計画の策定についてということ
です。事務局、ご提案をよろしく願います。

【事務局】 資料に基づき説明

【増田会長】 どうもありがとうございました。

基本計画の見直しの方向についてということで、基本的な考え方を中心にご提案いた
きました。ご質問もありませんし、また、ご意見もありませんので、ぜひ積極
的にご発言いただきたいと思います。

どうぞ。

【海老澤委員】 海老澤です。質問させていただきます。

次期基本計画のあるべき姿のところに、大半の農業者が環境こだわり農業の技術を基本
に農産物を生産するというので、農業に従事していらっしゃるほとんどの方がこだわり
農業をやっていらっしゃるという形にしたいということなんですけれども、根本的な問題
として、農業をしていらっしゃる方、農業従事者の数が今のまま保てるとお考えなのかど
うか。私たちは「農業をしていらっしゃる方が減ってくる、減ってくる」と危機感を持っ
ておまして、これからどうなっていくだろうかと心配しております。

もう一つは、農業従事者が高齢化しておまして、難しいといいますが、手間のかかる
農業方法ではすごく負担になってしまっていて、できるだけやりやすいというか、労力の
要らない方法が求められていると思うんです。その点、このこだわり農業の技術というの
はどうなんだろうということ。

それからもう一つ、滋賀県はもともと米の生産量が多いところで、野菜がすごく少ない
と思います。その中で、こだわり農産物として出荷していらっしゃる量も、それは県民全
部がそれを選んで食べていけるというような量ではないのかなと思います。それから、価
格の問題として、こだわり農産物となるとやっぱり高いと思います。それを選んでいただ
けるような状況にあるのだろうかというところ、それから、京野菜は京野菜としてすごく
高価な野菜が売られていますけれども、ここにある「県内はこだわり農産物、県外は特別
栽培農産物」として２つ分けて取り組むという形ではなくて、やっぱり滋賀県は琵琶湖に
配慮した安全・安心の農産物なんだということでこの名前にこだわっているんだ、こだわ

り農産物という形で押していくということが大事なんじゃないかなと私は思うんですけども、こだわり農産物と言えば滋賀県の環境に配慮した農産物なんだ、お米なんだということで、農薬を使っている量がほんとうに少ないですし、食べるのも安全・安心ということで私たち生協では進めておりますので、ここに自信を持って「こだわり農産物」という名前で押していったらいいなと思っております。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

野菜を中心に消費者に選んでいただけるような状況になっているかどうかという問題と、県外向け販売については特別栽培ということで売っていくという方向が出されたけれども、もう少し環境こだわり農産物という名前にこだわりながら、県外向けについてもこのブランドで売っていったほうがいいんじゃないかというご提案だったと思います。

何か、委員さんから今のテーマ、話題に関連してご発言があればお受けしたいと思うんですけども。

橋本委員さん、お願いします。

【橋本委員】 水稲は非常に増えたんですけど、野菜がちょっと伸び悩んでいるのが1つの原因なんですけど、やっぱり2年前に中国のギョウザ問題があって、特に環境意識あるいは安心・安全の意識が非常に日本国中で高まって、国産に回帰し、あるいは安心・安全と言われたんですけど、それが2年ほどたった中で、若干ここに来て、デフレの傾向でやっぱり消費が低迷しているので、どちらかという安全・安心は当然なんですけれども、比較的価格訴求のほうに最近の消費が動いているのかなという感じの中で、なかなか特別に数ができないという難しさがちょっと今出てきているのかなと思います。

1つには、今言われたように、環境こだわり農産物をつくっていくに当たっては、記帳を含めて手続きをきちっとやっていないといけませんので、そういうある意味の煩わしさ、それから、やる以上の責任の問題、その辺が結構ありまして、実際は環境こだわり農産物で化学合成農薬50%減、化学肥料50%減でやっっていながら、表示はされていないところが県内の農家の方も結構多くて、野菜でも公表された面積の倍近くはつくられているんです。表示しようとする、緊急事態で農薬を追加で散布したときには使えないという怖さがあって、特に温暖化で非常に天候がこういう状態の中では難しいので、あえて表示をせずにつくられているという生産者が今現在おられることも事実なんです。

ただ、着実に生産者の意識は、やっぱり琵琶湖の環境ということを考えておられますし、自分たちの健康というものを考えておられますので、そういうことはだんだんと推進され

ています。

それと、私もこれに携わらせていただいて七、八年ぐらいになるんですけど、実際、10年前、消費者の方と対面すると、滋賀県の農産物ってどこで売っているんですかということをよく言われたんです。環境こだわり以前の問題として、滋賀県の野菜はどこで売っているんですかとよく言われたんですけど、最近は平和堂さんでも常時販売していただいていますし、常設で置いていただくようになって、今そういう話は聞かれないようになってきました。それと、環境こだわり農産物も、以前は全くその辺、認知されていませんでしたけど、かなりそういう認知もされてきていますし、ただ、なかなか一遍にぱっと広がるというのは比較的少なく、じわじわであるけど、皆さんが今、応援隊やらも含めてサポート体制もとれてきているので着実には伸びてきているのかなと思っています。

以上です。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

生産サイドの問題と、それから、流通・販売サイドの問題と両方、最初にご提起いただいたんですけども、どうでしょうね、流通の話で、今ちょっと出てきましたので少しそのあたりのご意見をいただきたいと思うんですけども、例えば最後に海老澤委員が言われた県外販売向けのブランドをどう考えるかというような点については、岸辺委員はどんなふうにお考えでしょうかね。後ほど全農の横関委員さんにもお伺いしたいところですけども。

【岸辺委員】 これは、現実には商品にはマークはついているんですよ、環境こだわりの。認証マークのついた商品売るんですよ。これは評価の問題でしょうね、買われるかたの。特別栽培農産物のほうが県外ではお客さんがきちっと認知して、ちょっと栽培のコストがかかっている分の評価をしていただけるだろうという判断をされたのではないかなと思うんですけど。

【増田会長】 ありがとうございます。

おそらく野菜などと米とは大分性格が違うかなとも思うんですけども、横関委員、いかがですか、米の表示のあり方については。

【横関委員】 流通の場面から言いますと、やはり相手が求めるものが、量も含めて価格もあります。やはり今はどうしても価格が、先ほど言われましたように、安いものでないと売れない。やっぱり消費者の方が、今のこういう環境こだわり農業を愛用していただきますと、流通も含めて生産も安定してくるんですけど。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

井狩委員、お願いします。

【井狩委員】 先ほど質問に挙げられた後継者の数が減ってという話なんですけども、確かにそれは私たちも重々わかっていまして、正直、農地がすごい勢いで出てきて、今も従業員さんに2人ほど来てもらって何とか人件費を払ってというのがいっぱいできて、実際のところを言うと、うちはまだ、おやじが結構規模を拡大してくれたおかげで、今、ちゃんと仕事をして食べていける状態にあるんですけども、大半の若手の農家仲間で話を伺っていても、一般のサラリーマンの平均年収の半分ぐらいあったらいいかなというぐらい、100万円台の人も結構いるので、それをわかっていただけているかどうかというのはちょっとわからないんですけども、でも、環境こだわり、うちも幾らか取り組んではおりますけども、本来の環境こだわりの、農協さんとかの資材購入の指針に従って使うと、慣行での栽培よりもコストがどうしてもかかってしましまして、収支で見ると、どっちかというと赤になるんです。これで環境こだわりの商品が高いと言われると、正直、私たちからしたらどうしたらいいんだという話になりまして、僕に関しては米、麦、大豆でやっていますので、野菜はちょっとわからないんですけども、米に関しても、正直な話、うちは、農薬に関しては今の環境こだわりの基準は達成していまして、肥料だけは手間を抜くために化学肥料は使っているところが多くあるんですけども、このやり方がうちは定着していきまして、このほうが先ほどおっしゃられていたコストの問題でいうとずっと安くつくることができるので、こういうやり方も見た上で商品を選んでいただかないと、私たち農業をやる者がおらんようになるのが事実でして、お願いと言ったら何ですけど、ひとつよろしくをお願いします。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

生産の話も出て来ました。中川委員さん、いかがでしょうか。

【中川委員】 野菜と水稻をやらせてもらっています。びわ湖青果の社長さんがいらっしゃるので、私も市場へも出させてもらっているんですけど、先ほどおっしゃったとおり、環境こだわりの申請をできる状態ではあるんですが、やはり手続とかそういうのが面倒とか、市場に出させていただいても価格的に変わらない、あと、申請させてもらおうとやっぱり何かあったときの責任は大きいと思うのでなかなかそこへ踏み切れないというのが、ほかの農家さんもたくさんいらっしゃいます。直売所においても申請されてこの認証マークを張られて置かれている方が1軒だけあります。やっぱりこだわりのマークをつけたらマ

ークの経費がありますので多少単価も高くして出されています。でも、消費者の方にしたら、直売所は、皆、顔が見えて、直売所も生産履歴はちゃんと出して、農薬もちゃんとチェックされておりますので、皆さん、安心してお買いになるので、こだわりのマークがついているということにはあまり興味を示されないように思います。かといって、やっぱりこういうことは推進していかないとだめだとは私も思います。現状、農業をやっている方が高齢になってこられて、直売所の生産履歴とかいうのを出すのでさえ、やっぱり記帳とかそういうものが面倒くさいというか、よく受け入れ体制のときに「これではだめだよ」とか「この農薬は使ったらだめだし、ちゃんと書いてね」とか言われて困っておられる方もあるので、一生懸命、野菜づくりとかはしたいんだけど、そういう面倒なことがたくさんあるのでちょっと敬遠されている方もいらっしゃいますし、確かに若い方はあまり、直売所に来られる方も私らが若いぐらいで、それ以上の年代の方ばかりいらっしゃいます。

皆さん、水稻にしても、やっぱり自分も食べるんですから農薬も現実には少な目にされていますし、化学肥料も少な目にされているんですが、申請をされていない方がたくさんいらっしゃると思います。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

最初の海老澤委員の質問の中に、大半の農業者が環境こだわり農業の技術を基本に農産物を生産するようになるという方針をめぐって県はという質問だと思うんですけど、県の立場として、今後の農業従事者の推移についてどう考えているのかというご質問、もう1つは、今後、高齢化がさらに進む可能性がある中で、手間がかからないとか、あるいは重労働でないような技術対応というものも必要ではないか、こういう点での配慮はあるかというご質問の趣旨だったと思います。この点について何かお答えがあればお願いしたいと思います。

【事務局】 農業従事者数の推移という点でございますけれども、絶対数からいけば、やはり残念ながら減少している。これは事実であります。ただ、今、政策転換が行われているとは言うものの、その中で特に担い手さんの確保・育成という点におきましては、一応、数の増加を目指しまして組織目標というのを立てまして、今、1,800ちょっとという形を目指して頑張っているという状況です。

あと、労働力の面ですけれども、一定、新たな技術を導入するに当たっては労働力が必要なところもございます。その点につきましてはなかなか難しい問題もありますが、例えば土地利用型の水田作であれば、今言っておりますような規模拡大なり集落営農の組織化

なりをすることによって、機械を導入することはそれでお金はかかりますけれども、単位面積当たりあるいは一定の生産当たりのコストとしては見合うレベルで機械を導入していくという形で、全体の労働力をカバーしながら所得を確保していくという方向しかないかなと考えています。

あと、園芸なんかは、同じように、今やはり規模拡大をして、一定、雇用労働力に頼るところとかそういったことでカバーするなり、あるいは、先ほど言いました集落営農組織なんかに園芸を導入するということで、比較的現場にあるような近いところの労働力を活用するというような一定の考え方ができるかなと考えています。

【増田会長】 どうもありがとうございます。なかなかお答えが難しい質問だったとは思いますが、一通りご回答いただきました。

生産の動向という点では、JAの中央会、安田委員さんあたりは今後をどんなふうに見ていらっしゃるのでしょうか。あるいは、それ以外の話題でも結構です。

【安田委員】 農家というのはもうからないとやらないという部分がありますので、そこら辺が、環境こだわり農業に取り組むことによってもうかる、あるいはもうけようと思う農家と、いや、手間がかかり過ぎて、あるいはこの農薬は使えないからやらないという農家、両方に分かれていくと思うんです。その辺をどうバックアップというのか、我々JA組織としても、消費者のかたにどう訴えていくのかというのが課題かなと思いますね。

先ほどからも話がありましたけども、全国的にこういった取り組みがなされてきている。私は、滋賀県の農産物の優位性というのをどこで出すのかということを考えれば考えるほど、こういった取り組みをみんながやっぱり考えていけないんじゃないかなという思いはいたします。

それと、ちょっと横にそれるようで申しわけないんですけども、こだわり農産物のブランド化を推進すると基本計画の柱立てのところにあるんですが、滋賀県で今、滋賀・琵琶湖ブランド推進もやっていますね。滋賀県として琵琶湖を中心にして、農産物、工業製品、滋賀のブランド化を進めていこうということを一方でやっておられるわけですね。そこでも何か、今後、マークをつくっていくという話がございます。そのときに、こだわり農産物のマークが一方にあるわけですね。そういったこともちょっと頭に入れておかないといけないのかなという思いがいたします。

それと、選んで買ってもらえる体制づくりという言葉があるんですが、もうちょっと良い表現はないかなと感じます。

【増田会長】 ありがとうございます。そのあたりはまたちょっと事務局でも、文言は検討していただけたらいいと思います。

どうぞ、橋本委員さん、いかがですか。

【橋本委員】 「食べることでびわ湖を守る」というのは非常にいい言葉だと思うんだけど、ほんとうにそうだと思います。僕らは京都の人間だけど滋賀県に住んで長いんだけど、やっぱり琵琶湖があることによって水の心配はほとんどないけど、今のこのありがたみをみんながわかっていない部分があるので、もう一回見直さないといけないのかなと。

琵琶湖で水上体験がありますね。あれはものすごくいいことだと思う。それに、子供らにもっと農業の「の」の字を教えていくというか、その子らが担っていくような形を持たさないといけないと思うので、もっと農業に触れさせる。僕らの子供のときというのは農業が真横にあって、学校の通学路にキュウリやナスビがなっていた。それをつまんで食べた時代の人間からしたら、今、それこそ農業と子供らの環境が離れ過ぎてしまっているものだから、やっぱり農業そのものが異質なものになってきているんだね。だから、もうちょっと農業を近くに持ってきて、小さいときから農業ってこんなものだ、食うのはこんな大変なものだということがわかるようになってきたらもっと食べ物を大事にするようになるし、価格もわかってくると思う。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

まだご発言いただけていない委員さんを中心にご発言いただければと思います。中村委員さん、いかがですか。

【中村委員】 中村です。

今、農産物の価格が安過ぎることがお話に出ましたので、それに関連してなんですけれども、私は非農家出身で、もともと全然違う仕事をしていまして、滋賀県に越したところを契機にして農業に入った者です。今で12年ほどになるんですけども、近江舞子で露地イチゴの観光農園を手伝っています。こだわり農産物に指定されるということもありまして、これで勉強させていただこうと思ってます。

価格なんですけれども、もともと農業をほとんど使わないでつくっていたのにもかかわらず、やっぱりお客さんの目になって、値段を気にして売ってしまっていることが多かったです。この環境こだわり農産物のシールを張ることでちょっと値段を上げてみたんですが、そのときもリーダーが心配して……。でも、400円のパックのところを500円としてみよう。それをしてみたら、何もお客さんには違和感がなくて、実際問題、来てもらう

方というのは京都だったり大阪だったりするのでそういう目で見られてたのかもしれないけれども、農業者の側が逆に怖がって適切な値段をつけないというのもおかしな話だと思いますので、おいしいものを売って、しかも安全で、もちろん値段はそれに見合ったものはいただかないとやっていけないのにもかかわらず、何となくお米の値段なんかでも安ければ売れるだろうというつけ方をしている人を多く知っていますし、自信を持って値段をつけるべきだと思いますし、そうしていこうと思っています。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

成田委員さん、いかがですか。

【成田委員】 2つ、3つあるんですけど、まず教えていただきたいのが、基本計画達成状況と課題というところで、家畜排せつ物の堆肥化率のところでは小規模畜産農家が設備投資ができず推進は困難とあります。まず1点が、県としてのこの辺のフォローはどういう体制でいらっしゃるのかということ。

そして、2点目が、ブランドとして確立しているお茶のところでは、県の認証分が「減少し」という、この減少の原因を教えていただきたいと思います。

それから、先ほどから環境こだわり農産物にするか、特別栽培農産物にするかということになっておりましたが、やはり私は、ブランドというのはそこだからわかるもの、そこだからできることという、希少価値といいますか、とても大切なものが含まれていると思っております。それで、環境こだわり農産物と明記することで滋賀県をアピールする、滋賀県しかできない環境こだわり農産物という記載する。何せやっぱり琵琶湖を守るということがスタートですので、私たちは環境こだわり農産物ということで琵琶湖を守っているんですという誇りと自信を持って、これは県内外にアピールすべきだと思います。特別栽培農産物は全国どこでもやっています。環境こだわり農産物と、その一言のみで「あ、滋賀県だ」とわかってもらえるぐらいに努力が必要です。消費者もそうです、私たちも一生懸命に買わなきゃいけないと思っています。そして、今度、eat・ecoというすばらしいポスターができ上がりました。ほんとうにわかりやすいです。「食べることでびわ湖を守る」という、この一言に尽きると思うんです。

農業者のご指導とか、生産者とか流通のご指導はありましたが、過去の農政の流れを見ましても、徹底した消費者への教育が非常にやっぱりおこなわれているように思います。でも、今、滋賀県では「食べることでびわ湖を守る」というすばらしいこのポスターのおかげで消費者の私たちとしても非常にわかりやすい、やっぱり私たちは環境こだわり農産物を守

っていかなきゃいけないんだと。それによって生産者の方たちを支援して琵琶湖を守る、そして、環境を守るという意識をきちっと私たちが持たねばなりません。大手を振って遠慮なく、自信を持って県内外に環境こだわり農産物を「どうぞ、これを使っていただきたい」と心から思います。ほんとうに私自身、環境こだわり農産物、環境こだわり農業という言葉大切に思っております。滋賀県だからできるということをもう一度きちっと見直して、生産者、私たち消費者、そして流通の皆さんと一緒にこの滋賀県の環境こだわり農産物を大切にしていきたいという思いでいっぱいです。

以上です。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

まとめて事務局でお答えをいただかなきゃいけないことがありますので、ちょっと準備をしておいていただきたいと思います。

伊部委員さん、いかがですか。

【伊部委員】 私はどうしても消費者の立場として参加しているもので、自分たちの体にいいものとかそういうものをつくってくれているというとらえ方の部分ばかりが目立ってしまって、琵琶湖を守ることにつながるといところがどうもぼやけていたところがあるんですけども、それが、今回このeat・ecoとかキャッチフレーズ「食べることでびわ湖を守る」という、その「びわ湖を守る」という部分がはっきりと前に打ち出されてきたのかなと、改めて私自身が理解不足だったなと気づいて、これはちょっともう一回確認しなければというのがありますし、全くわからない人たちにもそこは一番に押ししていくような、そういう体制にあってほしいなということ。

あと1点、先ほどありました、子供たちにいろいろな意識を芽生えさせていくという点についてなんですけども、物理的に不可能な学校以外はすべて実施されているということであれば、農業体験活動を実施する小学校数とは別の形で、今度は子供たちにどの程度そういう指導とか教育をしているかというのがはっきりするような目標を考えていただきたいなということです。

今、下の子供が小学校5年生なんですけど、理科とか社会とか、当然こういう問題、環境だとかにかかわってくる問題でもやっぱりそういう話が出るんですけども、また別に、国語の授業でもディベートというのをやっています、1つ論題を挙げて、今回の場合も米づくりに農業が必要かどうか、必要であるという論題に対して賛成、反対で意見を述べるという授業が国語であったんですけども、そういうふうにいるんな点で環境だとか農業

だとかそういうものに関してかかわっていけるすごく大切に貴重な場だと思うので、学校というところをもう少し考えて使っていったらいいんじゃないのかなと思いました。

以上です。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

それじゃ、久保委員さん、いかがでしょうか。

【久保委員】 私は最近、若い人たちの意識をいろいろ聞いているんですけども、まず、悲しいことに、生活費で何を一番に削りますかという若い人はまず食費と言います。皆さんも、先ほどから農業体験とか、子供にという話もあるんですけども、今、子供たちへの教育をもうちょっと考えなければならなかったんじゃないかなとひしひしと感えているところですよ。

農業体験もいいんですけども、現在、お客様みたいな農業体験が多くなってきているんじゃないかなと思うんです。道があって、ちゃんとここへ来て、きょうは田植えだけしましょうと。その次は、ちょっと草引きをやらせてもらって、3回目は収穫をして、おもちゃつきをして、こういうふうにできるんですよ。やらないよりはずっといいんですけども、ほんとは先ほどの、私も学校の農園でやっているんですけども、ブロッコリーでも素人だとこんなに小さいのしかできないんですよ。学生がそれを見て「何だ」と言うんですけども、でも、実際はそういうことをほんとうにやらせないといけない。それから、給食というのは食育とかいろんなところの材料になると思うんですが、効率化ということを考えてか、どんどんと自校炊飯が減ってきてセンター化されていっています。私が子供のころなんかは、やっぱり3時間目、4時間目ぐらいになるとおいが漂ってきて、きょうのおかずは何かとか、そういう会話なんかもあったりしました。時代の流れとは逆行するんですけど、やっぱりもう一度、学校の中に食べ物をつくっているという状態を戻すべきではないかなと私は最近思っています。

以上です。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

後段では、特に農業体験であるとか学校給食の問題もご提起いただきまして、審議会としてどう扱うかということはなかなか難しいかもしれないんですけども、大変大きなテーマで重要なテーマだと思います。何らかの形で反映ができればいいなと思うところです。

先ほど成田委員から質問が出されましたお茶の減少理由、これについては、野菜についても同じように減っているということがかなり顕著に出ているわけで、このあたり、園芸

作物の現象についてどう考えるか、これを今後どうするのかということも含めて問題になってくるだろうと思います。このあたりについてお話を、事務局で考え方があれば示していただきたいと思いますし、今までの議論の中で出てきた質問も含めて、今の段階でお答えいただけることをお答えいただいたらと思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。

【事務局】 先ほど成田委員から、家畜堆肥が84%という現状について、未対応分はどうかというご質問でございましたけども、法の対象になっているところはほとんど皆されているということでございます。いわゆる法でいいますと家畜排せつ物法というのがございまして、家畜を飼っている場合には適正に処理して適正に利用するという法律でございまして、ここの対象になっておりますのが、ちょっと今、正確な数字ではないんですけど、牛ですと、例えば10頭未満とか、鶏ですと1,000羽未満とか、これぐらいの小規模になってくるとこの法の対象外になっているという部分でして、いわゆる一般的な畜産農家については堆肥化処理はやっているんですけども、そういう小規模農家については、規模が小さいので田んぼへ持って行って直接利用しているという農家もございます。

あと、今後、堆肥の利用に視点を向けるべきと書いてございますけども、いわゆる畜産農家は規模が大きくなっておりますので、こだわり農業を推進していく上で化学肥料でない堆肥を有効に利用いただくようなことで進めていきたいと考えておるということでございます。

あと、園芸作物の減少ですけれども、かなり先ほどからの議論で言っていたところには答えがあるかと思っておりますけれども、1つ根本的な問題として、園芸作物については価格的なメリットなり、あるいは販売上のメリットが、正直なところ、なかなか見出しにくい現状にございます。

もう1つは、やはりシールをつけたりとかいうのは、野菜の場合は100円とか150円とかいう単価のところ、1枚1円しないわけですけれども、数十銭というものをつけるとしても、やはりそれぞれの単価に対しての比率が高いので、その辺で敬遠されると。あるいは、生産者の方は非常にお忙しい方が多いという状況もございます。少人数で効率的に時間までにそろえて出していくとか、あるいは直売所に出されている方では高齢の方がおられるということで申請の事務はなかなか難しいということもございます。

また、茶につきましては、窒素施用量そのものが控え目になるとどうしても渋みが乗りにくいという、通説ですけれども、茶商さんの中にそうした意見を根強く持つておられる

方があります。ただ、茶の施肥量そのものを下げていくというのは、滋賀県だけではなくて主要な茶の産地でもなされていることですので、これは全国的に今進んでいることですが、なかなかご理解を得にくいと。茶価というんですか、米価と同じように茶の値段も毎年下がってしまっていて、そうした中でなかなか農家さんは取り組みに入っていくにくい。茶の場合は専業農家の方が多いので、ちょっとした値段の、取引のデメリットというか、それが経営に直結するという現状もありまして、なかなか進みにくいというようなことがございます。

それをいかに打開するかということが、まさに今我々に与えられた課題なんですけれども、大きな経済状況の動きの中で進めないといけないことですので、簡単にそんな打開策があるわけではありませんけれども、一応我々が考えておりますのは、1つは実需者連携などによりまして、要は消費側あるいは流通側のニーズをもっと生産側に伝えるような方法はないのかというのを今考えております。そうしたことで、やはり売っていくための商品づくりということを強く認識していただいた上で生産者の方に生産をしていただくということが、できているようで実は今なかなかできていないというのも現実でございますので、そうしたことを1つでも2つでもパイプをつくってやっていくということが1つできないかなと。これは流通業者さん等にもいろいろお願いさせていただきたいところがございますけれども、そうした情報を我々生産側に出していただきたいということを考えております。

もう1つは、やはり地域に直売所なりがございまして、先ほど言っていたご意見の中に、なかなか直売所もメリットがないよというお話で、我々も認識不足だなと思っているんですけれども、直売所なんかは比較的メリットがあると聞いておりましたので、そうしたところで多品目にわたる推進ができないかなと考えていましたが、先ほどいただいたご意見をまた考慮いたしまして、現場と相談して進めてまいりたいと思っておりますが、大きな流れとしては、地産地消という流れの中で、その基礎にあるものが環境こだわり農産物であるということで、特に直売所に並ぶ園芸作物、野菜等の振興を図っていけないかなという方向を考えているということがございます。

もう1つ、品目を絞るということも考えています。それは、滋賀県にはどこも大きな産地がございませんので、1つの産地で1つの品目を常に量販や市場に出し続けるということとは不可能ですので、これもまた市場さんや量販さんらと意見調整をさせていただいて、品目を絞って、例えばいろんなところで育成できてきています集落営農組織を束ねて、絞

った品目で出していくという方向です。今までブランド化とかいう言葉は使っていましたが、具体策として生産側も含めた対応がなかなかできておりませんでした。ポスターをつくって宣伝するとかいうことは一生懸命やってきましたけれども、商品づくりという視点で、歩みは遅くても、量が少なくても、そういうものを1つでも2つでもつくっていくという方向で何とか考えられないかということも考えているということです。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

どうぞ、安田委員。

【安田委員】 大半の農業者という、その大半は8割なのか、5割なのか。その大半という定義です。

それと、米の仕分け・流通促進とあるんですけども、どういったことをイメージしたらいいのか、それをちょっと教えてほしい。

それから、環境こだわり農業を取り巻く背景のところで視点の整理で、CO₂削減等、地球環境保全への対応とあるんですが、どこでどう、この柱立ての中にかかわってくるのか、その点だけちょっと教えてください。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

大変貴重なご指摘だと思います。今後、基本計画をつくっていく上でどういう考え方で進めていくかということにかかわると思います。

1番目の問題は、おそらく数値目標をどう考えるかということにもかかわってくるんじゃないかなと思っているんですが、そういう意味で、数値目標設定等とも絡めて、1番目の問題、ちょっと今の段階でのお答えをいただければと思います。

【事務局】 きょうは、実は基本計画の柱立てを説明させていただいて、この次に成果目標なりその数値について、またご検討いただきたいと考えております。現在の時点で各項目の成果目標等もまだ決めてはおりません。したがって、「大半の」といったところも、定義を整理していこうかなとは思っております。

それから、CO₂表示についても、成果目標の中で項目として挙げるべきかどうかというの、またこれから出していきたいなと考えております。

【増田会長】 仕分け流通については何かご説明はありますか。

【事務局】 これは全農さんとも、今、話をして、なるべく環境こだわり農産物を仕分け流通して、出荷の段階で混合してしまうことのないような方向で検討いただいているということを聞いております。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、岸辺委員。

【岸辺委員】 これは今後の方向ということで出されているので、先ほども少し出ましたけど、こだわり農産物のブランド化が方針なので、米、野菜を想定して、県内は「こだわり」、県外は特裁というところ、ほんとうにこれでいいのかということを確認しておいたほうがよいかと思います。米は県外も全部「こだわり農産物」でいきますよというのか、野菜はおおむね県内しか目が向いていないから県内向けのブランドしか考えていないですよという方向なのか、野菜も、先ほどあったように、生産相手も絞り込んでいくから近畿地区全体ぐらいは広がる供給力を考えていますよということで、どういう名前で進めるかという県の考え方は、一遍この審議会も整理したほうがいいんじゃないかなと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。

これも重要なご指摘だと思いますし、また、皆さん、委員さんの中のご意見でも県外は特裁と割り切るよりも、特に琵琶湖の水を利用されるような地域の方を中心に e a t ・ e c o というスローガンで「環境こだわり」というのはもっと売り込んでもいいんじゃないかというニュアンスのご意見をたくさんいただいたと私は受け取っているんですけども、この点についてコメントがございましたら。いかがでしょうか。

【事務局】 現場の担当者に聞きましても、県外へのこだわり農産物の表示の仕方といいますか、PRの仕方は非常に難しいという意見がございましたので、こういう強引な書き方をしていますけれども、ここはもっと考えるべきだなと、きょうのご意見をお伺いしてから思いました。生協さんのお話もございましたけれども、当然、こだわり農産物として表示していったほうがメリットがあるところもたくさんあると思いますので、そうしたところではできるだけこだわり農産物の表示を使っていくということができるかと思います。

ただ、流通業者の方のご意見なりを聞いていますとなかなか難しいという意見もございますので、そこらは是々非々といえますか、ケース・バイ・ケースで考えていく必要があるかと思います。1つの線を引いて、ここから先はというのはなかなか難しいかと思えますので、これはもう少し考えさせてもらえたらと思いますが、なかなか実態もわかっていない面もございますので、またご意見をちょうだいさせていただければと思います。

【増田会長】 どうもありがとうございます。そのあたり、十分ご検討いただきたいと思えます。

そのほか、いかがですか。

【成田委員】 ちょっとよくわからないことが。GAPの問題なんですけど、今、県ではGAPを推進していらっしゃるんですよね。環境こだわり農業とGAPとの関わり合いをどういうふうに持っていかれるのかということをお伺いしたいと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。この点ではいかがでしょうか。今の段階で検討されていますか。

【事務局】 GAPについてですが、目標を持ちまして、全農協で取り組んでいただくということで進めております。JGAPといいますと、若干やっぱり難しい面もございますので、国の基礎GAPをベースとした滋賀県版GAPにまずは取り組んでいただく。環境こだわり農産物の栽培に取り組んでおられる方については特に、生産記録等を記帳していただいていることもありますので、一定、導入していただきやすいものと考えております。

【増田会長】 どうもありがとうございます。よろしいですか、そういうことで。

【成田委員】 わかりました。

【増田会長】 それでは、時間も大分過ぎてしまって大変申しわけありません。最後にちょっと私なりの感想を一言申し上げます。

これ、今になって言うのもあれなんですけども、皆さん方のご意見の中で、特に農産物の価格低下の問題が共通に指摘をされまして、そういう中で生産者が非常に厳しい状況に置かれているということは間違いないだろうと思います。その中で、野菜につきましては、コストがかかるのであればマークの張りつけもやめるという形で対応するケースもできているという状況があるわけです。そんな中で、報告にもあったように、申請の面積が減ったり、基準に達していてもマークを張らない、あるいは申請しておいてもマークを張らないというケースも出てきているというお話でした。

それとの関係で、非常に残念なことに、国制度への移行の過程で、2年間の経過措置はございましたけれども、県制度に残った方々について財政的な支援がなくなってしまったという現状にあるわけです。他方で、国の農地・水・環境保全向上対策の営農対策に乗れたものについては国からの一定の補助が引き続き得られているという構造になっています。特に国制度に乗れなかったのは園芸作物が中心なわけですね。ですから、価格低下の中、非常に経営が厳しい中で水稲や、最近増えている大豆なんかは財政的な支援の中で面積的にも追い風をいただいているということなんだけれども、園芸については、その過程で支援がなくなったところが少なからずあって、逆風と言うべきか、追い風をいただけていな

いという状況にあるわけです。これは基本的には国制度が問題だと。国制度が2階建ての制度の仕組みをつくりまして、共同活動をした集落でないと、その上で一定面積がまとまらないと営農対策の対象にしないという仕組みにしたものですから、非常に滋賀県内の園芸産地がこれに乗りにくくなってきているということがあるかと思います。そういう点では、国の制度の改善を私としてはぜひ望みたいと思うところでありまして、県の財政事情が許せば、そこを個別に支援するという仕組みが継続してあってもよかったんじゃないかとは思いますが、こういう財政状況のもとなのでそれができないとするならば、ここにあるように、そういうマークを張った農産物を積極的に消費者に購入いただくような支援、援護射撃といえますか、そういうものをきちんと行政としても維持していくということが課題になってくるのかなと思っています。そんなことを皆さんのご意見を聞きながら考えてみたところです。

あまりまとめにはなりませんけれども、あと何回か、計画をめぐっての議論がございますので、また次回、特に次回が重要だと思いますけれども、ご意見をちょうだいしながら県の計画の作成に反映をしていただけたらと思っております。

以上、私の議事の進行を終了させていただきまして、事務局にお返ししたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

了